

【政策 3 分権型社会にふさわしい地方行政体制整備等】

平成 28 年度政策評価外部有識者意見聴取結果及びその反映状況について

資料構成

- ・平成 28 年度政策評価外部有識者意見聴取結果及びその反映状況 …… P 1
- ・主要な政策に係る政策評価書（平成 27 年度実施政策）（政策 3） …… P 5
- ・主要な政策に係る政策評価の事前分析表（平成 28 年度実施政策）（政策 3） …… P13



政策の名称	政策の概要	基本目標 【達成すべき目標】	外部有識者による意見聴取の結果	意見聴取の結果を踏まえた検討の方向性
<p>分権型社会にふさわしい地方行政体制整備等</p> <p>政策 3</p>	<p>地方分権型社会の確立を目指す地方自治制度の見直しや簡素で効率的・効果的な地方行政体制整備を進めるとともに、地方分権の担い手を支える地方公務員制度の確立を図るため、定員・給与の適正化や地方公共団体における人材の育成・確保を推進する。</p>	<p>地方分権型社会の確立を目指すため、地方行政体制を整備することにより、より住民意思を反映した行政運営を行う体制を整える。</p>	<p>政策に関連する内閣の重要政策の欄は他の政策に比べると、平成27年度評価なのに平成28年度になってからの文書となっていて整合性に欠ける。</p> <p>指標2、3: 評価の妥当性を考える際に、把握した取組状況についての記載(取組状況の把握と必要と考えた情報の関係がわかるような記載)があった方が理解しやすいと思います。さらに、施策目標に鑑み、取組が主体的な行革につながった事例などが示されると、政策の効果がわかりやすいと思います。</p>	<p>「政策に関連する内閣の重要政策」欄の記載については、公表時点における最新情報を基本として記載することとしています。しかし、各政策毎に評価に当たっては、経緯等が分かるように過去の重要政策を記載してきており、政策3についてはH28年度しか記載していませんでした。ご指摘を踏まえ、H27年度までの重要政策を記載することとします。</p> <p>ご指摘を踏まえ、以下のとおり、修正しました。 【測定指標3(年度毎の実績)】 &lt;27年度及び28年度(文言追加修正箇所のみ)&gt; ・他団体の取組状況を把握する等により、自主的・主体的な取組に資するための情報や、他団体の参考となるような行政改革の取組事例を提供した。 【政策の分析欄(修正全文)】 ・測定指標2については、事務の共同処理や連携協約を活用した広域連携を推進するため7月に開催された各種会議の場など様々な機会を捉えて、「地方公共団体間の事務の共同処理の状況調」において把握した事務の共同処理の先進的な取組事例や連携協約を活用した広域連携について、情報提供を実施した。 ・測定指標3については、総務大臣通知による助言のほか、平成27年4月以降随時開催され、各都道府県等の行革プラン策定や予算編成等に携わる行革・人事・財政当局や市区町村担当課等の実務者が出席する各種会議の場など、様々な機会を捉えて情報提供等を行ってきた。また、地方行政サービス改革の取組状況等に関する調査や公設の指定管理者制度の導入状況等に関する調査を実施し、各地方公共団体の取組状況を把握する等により自主的・主体的な取組に資するため、当該調査結果をとりまとめ、地方公共団体に申し送りや情報提供を行ったことから、目標を達成することができた。</p> <p>ご指摘を踏まえ、以下のとおり、指標2,3,4,5,6,7,9を修正しました。 【次期目標等への反映の方向性】 ・測定指標2については、目標を達成していることから、今後とも各地方公共団体に対し、各種会議の場など様々な機会を捉えて、事務の共同処理や連携協約の活用につなぐ取組に資する必要な情報提供等を行っていく。 ・測定指標3については、目標を達成していることから、今後とも各地方公共団体に対し、各種会議の場など様々な機会を捉えて、自主的・主体的な行政改革につなぐ取組に資する必要な情報提供等を行っていく。 ・測定指標4については、目標を達成していることから、今後とも各地方公共団体に対し、各種会議の場など様々な機会を捉えて、適正な定員管理の取組に資する必要な情報提供等を行っていく。 ・測定指標5については、目標を達成していることから、今後とも各地方公共団体に対し、各種会議の場など様々な機会を捉えて、住民や地方公共団体がその給与水準を判断・検証するのに資する必要な情報提供等を行っていく。 ・測定指標6については、目標を達成していることから、今後とも各地方公共団体に対し、各種会議の場など様々な機会を捉えて、給与の適正化に資する必要な情報提供等を行っていく。 ・測定指標7については、目標を達成していることから、今後とも各地方公共団体に対し、各種会議の場など様々な機会を捉えて、各人事委員会において地域民間給与水準を適正に反映した勧告が行われるよう必要な情報提供等を行っていく。 ・測定指標9については、目標を達成していることから、今後とも各地方公共団体に対し、各種会議の場など様々な機会を捉えて、任期付職員制度の活用につなぐ取組に資する必要な情報提供等を行っていく。</p>

政策の名称	政策の概要	基本目標 【達成すべき目標】	外部有識者による意見聴取の結果	意見聴取の結果を踏まえた検討の方向性
			<p>給与情報等公表システムによる公表状況でシステムが整備されているのにシステム公表しないことの意味合いがわかりにくい。自動的に報告することになつていないのか、広報誌等で公表しても実害はないのか、総務省の管理上の問題なのか不明。</p> <p>人事評価制度の実施状況において首長等を対象にしたシンポジウムを開催したとして首長が評価者になるケースは少ないと思われる。</p> <p>【目標達成度合いの測定結果】「相当程度進展あり」は妥当と判断できる。</p>	<p>公表システムとは、給与情報に関するデータ処理等のシステムを作っているものではなく、総務省から公表の様式を各地方団体へ提示し、原則としてこれを利用して給与情報等をホームページ上で公開するよう、要請しているものです。よって、その給与情報等のデータ等が自動的に報告されるようになったことはありません。そのデータの作成及び公表の取組は最終的には各地方団体に委ねているところですが、広く給与に関する情報を提供するため、すべての地方団体において取り組んでいただく必要があると考えています。</p> <p>また、広報誌等では、その地方団体の住民向けの情報提供となつてしまうため、居住地以外の地方団体と比較できるように、ホームページ上で広く公表することが適当と考えています。</p> <p>地方公共団体によって評価方法は違いますが、総務省の運用通知では、重層的な評価体制を設けることが適当としており、首長が2次評価者や確認者となるケースは多いです。(人事評価研究会の示した規程例でも町村であれば、町長は、一般職員の確認者、課長級の2次評価者として想定されています)</p> <p>また、人事評価制度の実施、結果に応じた措置、基準等必要事項の策定は任命権者が行うこととされており、人事評価制度の運用に係る首長の果たす役割は大きいことから、首長等を対象としたシンポジウムを開催しました。</p> <p>なお、シンポジウムの対象者は首長に限らず、副市長、担当課長・担当職員の参加もあり、広く自治体の人事評価制度関係者に対して、制度の導入意義等について周知しています。</p>
	<p>【政策の分析】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・測定指標の多くが情報提供であり、目標達成又は目標達成に近い実績を示したとあるが、必要とされる情報が適宜適切に提供されなかったかは判断できない。</li> </ul>		<p>ご指摘を踏まえ、以下のとおり、修正しました。</p> <p>【政策の分析欄(修正した指標分析のみ記載)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・測定指標2については、事務の共同処理や連携協約を活用した広域連携を推進するため7月に開催された各種会議の場など様々な機会を捉えて、「地方公共団体間の事務の共同処理の状況調査」において把握した事務の共同処理の先進的な取組事例や連携協約を活用した広域連携について、情報提供を実施した。</li> <li>・測定指標3については、総務大臣通知による助言のほか、平成27年4月以降随時開催され、各都道府県等の庁舎・行革プラン策定や予算編成等に携わる行革・人事・財政当局や市区町村担当課等の実務者が出席する各種会議の場など、様々な機会を捉えて情報提供等を行った。また、地方行政サービス改革の取組状況等に関する調査や公の施設の指定管理者制度の導入状況等に関する調査を実施し、各地方公共団体の取組状況を把握する等により自主的・主体的な取組に資するため、当該調査結果をとりまとめ後、地方公共団体に対し速やかに情報提供を行ったことから、目標を達成することができた。</li> <li>・測定指標4については、地方公共団体定員管理調査を実施し、その調査結果や、調査結果に基づいて作成した類似団体別職員数などの参考情報を地方公共団体に対し、平成27年12月等に情報提供を行った。</li> <li>・測定指標5については、地方公務員給与実態調査を実施し、その調査結果に基づいて作成したラスパイレース指数などを地方公共団体に対し、平成27年12月等に情報提供を行った。</li> <li>・測定指標6については、給与の適正化に関する調査・公表を実施し、地方公共団体の給与条例改正(2、3月頃)の参考となるよう、平成27年12月に総務副大臣通知を發出した他、各種会議の場など、様々な機会を捉えて助言を行った。</li> <li>・測定指標7については、地方公共団体の給与条例改正(2、3月頃)の参考となるよう、平成27年12月に総務副大臣通知を發出した他、各種会議の場など、様々な機会を捉えて助言を行った。</li> <li>・測定指標9については、任期付職員制度の活用等に係る留意事項について、前年度に引き継ぎ、各地方公共団体に対し、予算要求時期等を考慮して、主に8、9月頃までの各種会議の場を中心に、様々な機会を捉えて、情報提供を行った。</li> </ul>	<p>ご意見ありがとうございます。</p>

政策の名称	政策の概要	基本目標 【達成すべき目標】	外部有識者による意見聴取の結果	意見聴取の結果を踏まえた検討の方向性
			<p>【次期目標等への反映の方向性】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>各測定指標の情報提供について、具体的な活動内容とあわせて、提供された情報が当該政策の推進にどう有効に寄与したかについても、可能な限り明らかなにされたい。</li> </ul>	<p>ご指摘を踏まえ、以下のとおり、指標2.3.4.5.6.7.9を修正しました。</p> <p>【次期目標等への反映の方向性】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>測定指標2については、目標を達成していることから、今後とも各地方公共団体にに対し、各種会議の場など様々な機会を捉えて、事務の共同処理や連携協約の活用につなぐ取組に資する必要な情報提供等を行っていく。</li> <li>測定指標3については、目標を達成していることから、今後とも各地方公共団体にに対し、各種会議の場など様々な機会を捉えて、自主的・主体的な行政改革につなぐ取組に資する必要な情報提供等を行っていく。</li> <li>測定指標4については、目標を達成していることから、今後とも各地方公共団体にに対し、各種会議の場など様々な機会を捉えて、適正な定員管理の取組に資する必要な情報提供等を行っていく。</li> <li>測定指標5については、目標を達成していることから、今後とも各地方公共団体にに対し、各種会議の場など様々な機会を捉えて、住民や地方公共団体がその給与水準を判断・検証するのに資する必要な情報提供等を行っていく。</li> <li>測定指標6については、目標を達成していることから、今後とも各地方公共団体にに対し、各種会議の場など様々な機会を捉えて、給与の適正化に資する必要な情報提供等を行っていく。</li> <li>測定指標7については、目標を達成していることから、今後とも各地方公共団体にに対し、各種会議の場など様々な機会を捉えて、各人事委員会において地域民間給与水準を適正に反映した勧告が行われるよう必要な情報提供等を行っていく。</li> <li>測定指標9については、目標を達成していることから、今後とも各地方公共団体にに対し、各種会議の場など様々な機会を捉えて、任期付職員制度の活用につなぐ取組に資する必要な情報提供等を行っていく。</li> </ul>
		<p>1つでも多くアウトカム指標を設定して頂きたいと思えます。情報提供するという目標を設定して情報提供したことで目標達成した、というのでは評価する意味があるのか疑問です。【次期目標等への反映の方向性】に、「一定の圏域人口を有し活力ある社会経済を維持するための拠点形成を進めることとする」とありますので、これがアウトカム指標になることを期待します。</p>	<p>地方公務員制度などを始めとする地方自治制度における実施主体は、各地方公共団体であることから、制度を所管している総務省として、アウトカム指標を設定し、具体的な測定指標を設定することが、困難な施策が多いのが事実です。そのため、各測定指標を評価するに際し、情報提供するという目標を設定し、その活動内容が分かるよう記載しています。なお、各測定指標における参考数値については、事前分析表の設定の根拠欄に記載することとしていきます。</p> <p>連携中核都市圏については、まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、平成32年度には形成数を30圏域とすることを目指すこととしております。</p>	



主要な政策に係る評価書(平成27年度実施政策)

政策(※1)名	政策3:分権型社会にふさわしい地方行政体制整備等		分野	地方行財政	
	政策の概要	地方分権型社会の確立を目指すための地方自治制度の見直しや簡素で効率的・効果的な地方行政体制の整備等を進めるとともに、地方分権の担い手を支える地方公務員制度の確立を図るため、定員・給与の適正化や地方公共団体における人材の育成・確保を推進する。			
基本目標 【達成すべき目標】	地方分権型社会の確立を目指すため、地方行政体制を整備することにより、より住民意思を反映した行政運営を行う体制を整える。				
政策の予算額・執行額等 (百万円)	区 分	25年度	26年度	27年度	28年度
	当初予算(a)	3,555	2,679	2,928	1,218
	補正予算(b)	400	0	0	0
	繰越し等(c)	87	501	△129	
	合計(a+b+c)	4,041	3,179	2,798	
	執行額	3,885	3,046	2,719	

(注)市町村合併の進展等により市町村の合併円滑化に必要な経費等が減少傾向にあるため、平成26年度予算及び28年度予算が減額している。

政策に関する内閣 の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)	
			27年度	28年度
まち・ひと・しごと創生長期ビジョン	まち・ひと・しごと創生長期ビジョン	平成26年12月27日	<p>Ⅱ. 目指すべき将来の方向</p> <p>2. 地方創生がもたらす日本社会の姿</p> <p>(1)自らの地域資源を活用した、多様な地域社会の形成を目指す。</p> <p>(中略)地方創生においては、人口拡大期のような全国一律のキャッチアップ型の取組ではなく、それぞれの地方が、独自性を活かし、その潜在力を引き出すことにより多様な地域社会を創り出していくことが基本となる。そのためには、地方自らが、将来の成長・発展の種となるような地域資源を掘り起こし、それらを活用していく取組を息長く進めていく必要がある。地域に「ないもの」を「あるもの」を認めていくことや、「ないもの」をチャンスにとらえ、チャレンジしていくことが重要となる。また、地方の自主性・自立性を高め、分権型社会を確立することもその基盤となる。</p>	
経済財政運営と改革の基本方針2015	経済財政運営と改革の基本方針2015	平成27年6月30日	<p>第3章「経済・財政一体改革」の取組－「経済・財政再生計画」</p> <p>5. 主要分野ごとの改革の基本方針と重要課題</p> <p>【3】地方行財政改革・分野横断的な取組等</p>	
まち・ひと・しごと創生基本方針2016	まち・ひと・しごと創生基本方針2016	平成28年6月2日	<p>Ⅲ. 各分野の政策の推進</p> <p>4. 時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るために、地域と地域を連携する</p> <p>①稼げるまちづくりとコンハクトシティや広域連携の推進 等</p> <p>【対応方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成32年度には連携中核都市圏の形成数を30圏域とすることを目指す。</li> <li>・各圏域における取組を更深化させ、人口減少下においても一定の圏域人口を確保し、活力ある社会経済の維持・発展に取り組んでいくため、圏域の取組状況や課題について関係各府省庁と情報共有・意見交換を行うとともに、連携中核都市圏構想の推進向け、更なる支援の充実を図る。</li> </ul> <p>加えて、圏域全体に効果を発揮する事業について、関係各府省庁が連携して全国展開を図り、各圏域における取組のレベルアップ支援する。</p>	
経済財政運営と改革の基本方針2016	経済財政運営と改革の基本方針2016	平成28年6月2日	<p>第3章 経済・財政一体改革の推進</p> <p>5. 主要分野ごとの改革の取組</p> <p>(3)地方行財政改革・分野横断的な課題</p>	

施策目標	測定指標 (数字に○を付した測定指標は、主要な測定指標)	基準(値) 【年度】	年度ごとの目標(値)		達成 (※3)
			26年度	27年度	
地方分権型社会の確立に向けた地方制度の構築が進むこと	① 地方自治制度の見直し、普及 <アウトプット指標>	第30次地方制度調査会の答申等を踏まえ、総合区制度の創設や指定都市・都道府県連綿調査会議の創設など、指定都市制度の見直しや、中核市と特別市制度の統合、連携協約及び事務の代替執行に関する制度の創設などを内容として地方自治法改正案を国会に提出。【25年度】	改正地方自治法により新設された制度等につき、地方公共団体への普及のため、必要な情報を提供。第31次地方制度調査会の審議状況等を踏まえ、地方公共団体への普及等につき、必要な情報を提供。第31次地方制度調査会の審議状況等を踏まえ、地方自治制度の見直しを実施。【27年度】	○	
	② 地方公共団体の共同処理の活用状況 ・地方公共団体への情報提供等の状況 <アウトプット指標>	各地方公共団体の主体的な取組を支援するため、取組状況を把握し必要な情報を提供。【25年度】	取組状況を把握し必要な情報を提供。  以下のような情報提供を実施した。 ・平成26年7月1日現在の地方公共団体における事務の共同処理の活用状況について、調査及びとりまとめを行い、「地方公共団体の共同処理の状況調査結果」の公表として、平成26年12月12日に報道発表及びホームページに掲載した。	イ	
地方公共団体が自主的・主体的に行革に取り組むこと	③ 地方公共団体の取組状況 <アウトプット指標>	地方公共団体が自主的・主体的に行革が行えるよう取組状況を把握し、必要な情報を提供。【25年度】	取組状況を把握し、必要な情報を提供。  以下のような情報提供を実施した。 ・平成26年10月1日現在の地方公共団体における行政改革の取組状況等について、調査及びとりまとめを行い、「地方公共団体における行政改革の取組状況に関する調査等」の調査結果を公表として、平成27年3月31日に報道発表及びホームページに掲載し、他団体の取組状況を把握する等により、自主的・主体的な取組に資するた めの情報や、他団体の参考となるような行政改革の取組事例を提供した。	イ	



<p>4</p> <p>地方公務員数の推移 ＜アウトプット指標＞</p>	<p>地方公共団体が自主的・主体的に定員管理を行うに当たり、必要な情報の提供。 【25年度】</p>	<p>主に以下のようないかなる情報提供を実施した。 ・平成26年10月7日付の総務副大臣通知「地方公共団体の給与改定等に関する取扱いについて」により、地方公共団体にに対し、適正な定員管理について技術的助言を行った。 ・1国の行政機関の機構・定員管理に関する方針」（平成26年7月25日付）について地方公共団体に情報提供を行った。 ・平成26年4月1日現在の地方公務員数の状況について、調査及びとりまとめを行い、平成26年12月22日に結果を報道発表。総務省ホームページに公表した。また、調査結果を活用し、地方公共団体の適正な定員管理の参考資料として、人口規模等に応じて団体間の比較分析が可能な「類似団体別職員数の状況」等のデータを作成し、総務省ホームページに公表するとともに、冊子としても、全地方公共団体に配付した。</p>	<p>地方公共団体が自主的・主体的に定員管理を行うに当たり、必要な情報の提供。</p> <p>主に以下のようないかなる情報提供を実施した。 ・平成26年10月7日付の総務副大臣通知「地方公共団体の給与改定等に関する取扱いについて」により、地方公共団体にに対し、適正な定員管理について技術的助言を行った。 ・1国の行政機関の機構・定員管理に関する方針」（平成26年7月25日付）について地方公共団体に情報提供を行った。 ・平成26年4月1日現在の地方公務員数の状況について、調査及びとりまとめを行い、平成26年12月22日に結果を報道発表。総務省ホームページに公表した。また、調査結果を活用し、地方公共団体の適正な定員管理の参考資料として、人口規模等に応じて団体間の比較分析が可能な「類似団体別職員数の状況」等のデータを作成し、総務省ホームページに公表するとともに、冊子としても、全地方公共団体に配付した。</p>	<p>地方公共団体が自主的・主体的に定員管理を行うに当たり、必要な情報の提供。 【27年度】</p>	<p>イ</p>
<p>5</p> <p>ラスパイルズ指数の状況 ＜アウトプット指標＞</p> <p>※ラスパイルズ指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するたため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経歴年数の差による影響を補正し、国の行政職構造給表の月額を100として計算した指数。</p>	<p>地方公共団体が自主的・主体的に定員管理を行うに当たり、必要な情報の提供。 【25年度】</p>	<p>公表された各地方公共団体のラスパイルズ指数を活用して、住民及び地方公共団体がその水準を判断・検証するのに役立てるよう必要な情報を提供。</p> <p>主に以下のようないかなる情報提供を実施した。 ・平成26年4月1日現在の状況について、調査及びとりまとめを行い、平成26年12月22日に結果を報道発表。総務省ホームページに公表した。 ・以下のような各種会議の場を通じて、地方公共団体に對し、給与水準の適正化にかかる情報提供や技術的助言を実施した。 ・給与情報等について、総務省のホームページ上で、住民等が団体間の給与情報と比較分析を行うことができる給与情報等公表システムについて、公表の充実等を図るため公表様式の一部改正を行った。</p> <p>【参考】主な各種会議 ・「人事委員会協議会 委員長・事務局局長会議」（平成26年4～8月、全国7ブロック） ・「全国人事委員会事務局局長会議」（平成26年8月） ・「全国人事担当課・市町村担当課長会議」（平成26年9月） ・「地方公務員行政ブロック会議」（平成26年9月、全国6ブロック）</p>	<p>公表された各地方公共団体のラスパイルズ指数を活用して、住民及び地方公共団体がその水準を判断・検証するのに役立てるよう必要な情報を提供。</p> <p>主に以下のようないかなる情報提供を実施した。 ・平成26年4月1日現在の状況について、調査及びとりまとめを行い、平成26年12月22日に結果を報道発表。総務省ホームページに公表した。 ・以下のような各種会議の場を通じて、地方公共団体に對し、給与水準の適正化にかかる情報提供や技術的助言を実施した。 ・総務省のホームページ上で、住民等が団体間の給与情報と比較分析を行うことができる給与情報等公表システムについて、地方公共団体の事務作業に資するよう、記載例の充実を行った。</p> <p>【参考】主な各種会議 ・「人事委員会協議会 委員長・事務局局長会議」（平成27年4～8月、全国7ブロック） ・「全国人事委員会事務局局長会議」（平成27年8月） ・「全国人事担当課・市町村担当課長会議」（平成27年8月） ・「地方公務員行政ブロック会議」（平成27年9月、全国6ブロック）</p>	<p>公表された各地方公共団体のラスパイルズ指数を活用して、住民及び地方公共団体がその水準を判断・検証するのに役立てるよう必要な情報を提供。 【27年度】</p>	<p>イ</p>

<p>地方分権の担い手を支える地方公務員制度が確立すること</p>	<p>人事委員会勧告における地域民間給与水準の反映等の状況          &lt;アウトプット指標&gt;</p>	<p>各人事委員会において、住民の理解と納得が得られるよう、給与の適正化を図られるよう必要な情報を提供。          【25年度】</p>	<p>各地方公共団体に、住民の理解と納得が得られるよう、給与の適正化を図られるための必要な情報を提供。          主に以下のような情報提供を実施した。          ・地方公務員給与の適正化を推進するため、平成26年10月7日付の総務副大臣通知「地方公務員の給与改定等に関する取扱いについて」のほか、以下の各種会議の場などを通じ、各地方公共団体に対し、給与の適正化に関する技術的助言や情報提供を行った。          ・平成26年12月22日に各地方公共団体の給与の適正化に関する取組状況を報道発表・総務省ホームページに公表した。          【参考】主な各種会議          ・「人事委員会協議会 委員長・事務局長会議」(平成26年4～8月、全国7ブロック)          ・「全国人事委員会事務局長会議」(平成26年8月)          ・「全国人事担当課・市町村担当課長会議」(平成26年8月)          ・「地方公務員行政ブロック会議」(平成26年9月、全国6ブロック)</p>	<p>各地方公共団体に、住民の理解と納得が得られるよう、給与の適正化を図られるための必要な情報を提供。          【27年度】</p>	<p>イ</p>
<p>7</p>	<p>人事委員会勧告における地域民間給与水準の反映等の状況          &lt;アウトプット指標&gt;</p>	<p>各人事委員会において、地域民間給与水準を適正に反映した勧告等が行われるよう、平成26年10月7日付の総務副大臣通知「地方公務員の給与改定等に関する取扱いについて」のほか、以下の会議の場などを通じ、必要の情報提供や技術的助言を行った。          【参考】主な各種会議          ・「人事委員会協議会 委員長・事務局長会議」(平成26年4～8月、全国7ブロック)          ・「全国人事委員会事務局長会議」(平成26年8月)          ・「全国人事担当課・市町村担当課長会議」(平成26年8月)          ・「地方公務員行政ブロック会議」(平成26年9月、全国6ブロック)</p>	<p>主に以下のような情報提供を実施した。          ・各人事委員会において地域民間給与水準を適正に反映した勧告等が行われるよう平成26年12月4日付の総務副大臣通知「地方公務員の給与改定等に関する取扱いについて」のほか、以下の会議の場などを通じ、必要の情報提供や技術的助言を行った。          【参考】主な各種会議          ・「人事委員会協議会 委員長・事務局長会議」(平成27年4～8月、全国7ブロック)          ・「全国人事委員会事務局長会議」(平成27年8月)          ・「全国人事担当課・市町村担当課長会議」(平成27年8月)          ・「地方公務員行政ブロック会議」(平成27年9月、全国6ブロック)</p>	<p>各人事委員会において、地域民間給与水準を適正に反映した勧告等が行われるよう、平成27年12月4日付の総務副大臣通知「地方公務員の給与改定等に関する取扱いについて」のほか、以下の会議の場などを通じ、必要の情報提供や技術的助言を行った。          【参考】主な各種会議          ・「人事委員会協議会 委員長・事務局長会議」(平成27年4～8月、全国7ブロック)          ・「全国人事委員会事務局長会議」(平成27年8月)          ・「全国人事担当課・市町村担当課長会議」(平成27年8月)          ・「地方公務員行政ブロック会議」(平成27年9月、全国6ブロック)</p>	<p>イ</p>

8	給与情報等公表システムによる公表状況 <アウトプット指標>	実施率98.7% (1,765/1,789団体) (平成25年4月30日現在) 【25年度】	実施率100%	実施率99.7% (1,782/1,788団体) (平成27年4月30日現在)	実施率100% 【27年度】	公務の能率的かつ適正な運営を確保するため、職員の任用・勤務形態の多様化の取組が進められるよう必要な情報を提供。 主に以下のような情報提供を実施した。 ・平成26年7月4日付けの自治行政局公務員部長長通知により、任期付職員制度の活用等に係る留意事項などについて技術的助言を行った。 ・平成26年8月15日に、任期付職員の任用等に関する質疑応答集を発売し、情報提供を行った。 ・平成26年12月22日に、任期付職員制度活用事例集を発売し、情報提供を行った。 ・以下の会議の場などを通じ、必要な情報提供や技術的助言を行った。 【参考】主な各種会議 ・「全国都道府県財政課長・市町村担当課長合同会議」(平成26年4月、平成27年2月) ・「全国人事委員会事務局長会議」(平成26年9月、全国6ブロック) ・「地方公務員行政ブロック会議」(平成27年5～7月、全国9ブロック)	公務の能率的かつ適正な運営を確保するため、職員の任用・勤務形態の多様化の取組が進められるよう必要な情報を提供。【27年度】	イ
9	地方公共団体の人事制度改革の状況 (任期付採用の実施団体) <アウトプット指標>	実施率99.4% (1,778/1,789団体) (平成26年4月30日現在)	実施率100%	実施率99.7% (1,782/1,788団体) (平成27年4月30日現在)	実施率100% 【27年度】	公務の能率的かつ適正な運営を確保するため、職員の任用・勤務形態の多様化の取組が進められるよう必要な情報を提供。 主に以下のような情報提供を実施した。 ・平成26年7月4日付けの自治行政局公務員部長長通知により、任期付職員制度の活用等に係る留意事項などについて技術的助言を行った。 ・平成26年8月15日に、任期付職員の任用等に関する質疑応答集を発売し、情報提供を行った。 ・平成26年12月22日に、任期付職員制度活用事例集を発売し、情報提供を行った。 ・以下の会議の場などを通じ、必要な情報提供や技術的助言を行った。 【参考】主な各種会議 ・「全国都道府県財政課長・市町村担当課長合同会議」(平成26年4月、平成27年2月) ・「全国人事委員会事務局長会議」(平成26年9月、全国6ブロック) ・「地方公務員行政ブロック会議」(平成27年5～7月、全国9ブロック)	公務の能率的かつ適正な運営を確保するため、職員の任用・勤務形態の多様化の取組が進められるよう必要な情報を提供。 主に以下のような情報提供を実施した。 ・平成26年7月4日付けの自治行政局公務員部長長通知により、任期付職員制度の活用等に係る留意事項などについて技術的助言を行った。 ・平成26年8月15日に、任期付職員の任用等に関する質疑応答集を発売し、情報提供を行った。 ・平成26年12月22日に、任期付職員制度活用事例集を発売し、情報提供を行った。 ・以下の会議の場などを通じ、必要な情報提供や技術的助言を行った。 【参考】主な各種会議 ・「全国都道府県財政課長・市町村担当課長合同会議」(平成26年4月、平成27年2月) ・「全国人事委員会事務局長会議」(平成26年9月、全国6ブロック) ・「地方公務員行政ブロック会議」(平成27年5～7月、全国9ブロック)	イ
⑩	人事評価制度の実施状況 <アウトプット指標>	実施率99.4% (1,778/1,789団体) (平成26年4月30日現在)	実施率100%	実施率99.7% (1,782/1,788団体) (平成27年4月30日現在)	実施率100% 【27年度】	人事評価制度の導入により、人事評価制度の導入に係る留意事項などについて技術的助言を行った。 ・平成26年10月7日付けの総務副大臣通知「地方公務員の給与改定等に関する取扱いについて」により、人事評価制度について速やかに必要な規程等の整備や職員への周知などに取り組み、技術的助言を行った。 ・平成26年11月26日に、地方公共団体からの照会が多かった事項を中心に人事評価制度に関する質疑応答集を発売し、情報提供を行った。 ・人事評価制度に関する研究会の報告書を総務省ホームページに公表(平成26年10月及び同27年3月)するとともに冊子を地方公共団体に配布した。	人事評価制度の導入により、人事評価制度の導入に係る留意事項などについて技術的助言を行った。 ・平成26年10月7日付けの総務副大臣通知「地方公務員の給与改定等に関する取扱いについて」により、人事評価制度について速やかに必要な規程等の整備や職員への周知などに取り組み、技術的助言を行った。 ・平成26年11月26日に、地方公共団体からの照会が多かった事項を中心に人事評価制度に関する質疑応答集を発売し、情報提供を行った。 ・人事評価制度に関する研究会の報告書を総務省ホームページに公表(平成26年10月及び同27年3月)するとともに冊子を地方公共団体に配布した。	イ

<p>(※4) 目標達成度合いの測定結果 (達成・未達成に関する要因分析)</p>	<p>(各行政圏別共通区分) 相当程度進展あり (判断根拠)</p>	<p>測定指標1、6、10は達成すべき目標に照らし、いずれも主要なものであると考えている。測定指標1は、目標達成に近い実績を示した。その他の測定指標も目標を達成又は目標達成に近い実績を示した。したがって、本政策は「相当程度進展あり」と判断した。</p> <p>&lt;施策目標&gt; 地方分権型社会の確立に向けた地方自治制度の構築が進むこと当該施策目標については、目標達成のための情報提供を実施した。また、第31次地方制度調査会の審議状況等を踏まえての地方自治制度の見直しは、実施にまでは至っていないが検討は開始していることから、相当程度進展があった。</p> <p>・測定指標1については、目標に近い実績を残すことができた。各地方公共団体に対し、各種会議の場など様々な機会を捉えて、改正地方自治法により新設された制度等に関する必要な情報提供等を行うことが出来た。その一方で、第31次地方制度調査会の審議状況等を踏まえての地方自治制度の見直しは、管申が総理に提出された日が平成28年3月16日と、平成27年度未だのため、検討は開始したが実施までには至っていないことがあげられる。</p> <p>・測定指標2については、事務の共同処理や連携協約を活用した広域連携を推進するため7月に開催された各種会議の場など様々な機会を捉えて、「地方公共団体間の事務の共同処理の状況調査」において把握した事務の共同処理の先進的な取組事例や連携協約を活用した広域連携について、情報提供を実施した。</p> <p>&lt;施策目標&gt; 地方公共団体が自主的・主体的に地方行革に取り進むこと 測定指標3については、総務大臣通知による助言のほか、平成27年4月以降随時開催され、各都道府県等の行革プラン策定や予算編成等に携わる行革・人事・財政当局や市区町村担当課等の実務者が出席する各種会議の場など、様々な機会を捉えて情報提供等を行った。また、地方行政サービス改革の取組状況等に関する調査や公の施設の指定管理者制度の導入状況等に関する調査を実施し、各地方公共団体の取組状況を把握する等により自主的・主体的な取組に資するため、当該調査結果をとりまとめ、地方公共団体に対し速やかに情報提供を行ったことから、目標を達成することができた。</p> <p>&lt;施策目標&gt; 地方分権の担い手を支える地方公務員制度が確立すること 当該施策目標については、給与情報等公表システムによる公表の実施率が、目標に達しなかったものの、目標達成に近い実績を達成した。また、地方公共団体の定員管理、給与実態等について、必要な助言、情報提供を行ったことにより、地方公務員制度が適正に運営されたと考えられることから、相当程度進展があった。</p> <p>・測定指標4については、地方公共団体定員管理調査を実施し、その調査結果に基づいて作成した類似団体別職員数などの参考情報を地方公共団体に対し、平成27年12月等に情報提供を行った。</p> <p>・測定指標5については、地方公務員給与実態調査を実施し、その調査結果に基づいて作成したラスパレス指数などを地方公共団体に対し、平成27年12月等に情報提供を行った。</p> <p>・測定指標6については、給与の適正化に関する調査・公表を実施し、地方公共団体の給与と条改正(2、3月頃)の参考となるよう、平成27年12月に総務副大臣通知を発送した他、各種会議の場など、様々な機会を捉えて助言を行った。</p> <p>・測定指標7については、地方公共団体の給与と条改正(2、3月頃)の参考となるよう、平成27年12月に総務副大臣通知を発送した他、各種会議の場など、様々な機会を捉えて助言を行った。</p> <p>・測定指標8については、実施率が99.7%と目標の100%に届かなかった。原因の一つとして、広域での掲載等を理由に実施しなかった団体があったことがあげられる。</p> <p>・測定指標9については、任期付職員制度の活用等に係る留意事項について、前年度に引き続き、各地方公共団体に対し、予算要求時期等を考慮して、主に8、9月頃までの各種会議の場を中心に、様々な機会を捉えて、情報提供を行った。</p> <p>・測定指標10については、前年度に引き続き実施した研究会等を開催し、各地方公共団体に対し、円滑な人事評価制度が導入されるよう必要な情報提供を行った。</p> <p>・測定指標11については、第31次地方制度調査会の審議状況等を踏まえての地方自治制度の見直しを引き続き検討し、法案提出を目指す共々に、各地方公共団体に対し、各種会議の場など様々な機会を捉えて、必要な情報提供等を行った。</p> <p>・測定指標12については、目標を達成していることから、今後とも各地方公共団体に対し、各種会議の場など様々な機会を捉えて、事務の共同処理や連携協約の活用につなぐ取組に資する必要な情報提供等を行うっていく。</p> <p>・測定指標13については、目標を達成していることから、今後とも各地方公共団体に対し、各種会議の場など様々な機会を捉えて、自主的・主体的な取組に資する必要な情報提供等を行うっていく。</p> <p>・測定指標14については、目標を達成していることから、今後とも各地方公共団体に対し、各種会議の場など様々な機会を捉えて、適正な定員管理の取組に資する必要な情報提供等を行うっていく。</p> <p>・測定指標15については、目標を達成していることから、今後とも各地方公共団体に対し、各種会議の場など様々な機会を捉えて、住民や地方公共団体がその給与水準を判断・検証するのに資する必要な情報提供等を行うっていく。</p> <p>・測定指標16については、目標を達成していることから、今後とも各地方公共団体に対し、各種会議の場など様々な機会を捉えて、給与の適正化に資する必要な情報提供等を行うっていく。</p> <p>・測定指標17については、目標を達成していることから、今後とも各地方公共団体に対し、各種会議の場など様々な機会を捉えて、各人事委員会において地域民間給与水準を適正に反映した勧告が行われるよう必要な情報提供等を行うっていく。</p> <p>・測定指標18については、目標達成に近い実績を示したが、すべての地方公共団体において公表が実施されるよう、各地方公共団体に対し、各種会議の場など様々な機会を捉えて、必要な情報提供等を行うっていく。</p> <p>・測定指標19については、平成26年5月の地方公務員法改正により、新たに人事評価制度が導入され、平成28年4月1日から施行となったことを踏まえ、測定指標を「人事評価制度の実施状況」から、人事評価制度の適切な施行に向けた指標に見直しを図る。</p> <p>上述のとおり、基本目標の達成に向け相当程度進展があったと認められることから、今後も施策目標が達成されるよう、必要な情報提供等を行うっていく。なお、次期目標設定からは、各測定指標の情報提供について、具体的な活動が分かるものとなるようにする。</p> <p>&lt;施策目標及び測定指標の新設等&gt; 人口減少社会に的確に対応する地方行政体制の構築が喫緊の課題となっていることを踏まえ、一定の圏域人口を有し活力ある社会経済を維持するための拠点形成を進めるための施策目標及び測定指標を新たに設定することとする。</p> <p>・施策目標「地方公共団体が自主的・主体的に地方行革に取り進むこと」において、民間委託等の業務改革に関する取組が重要であることから、同施策目標内に、新たに目標を設定することとする。</p> <p>・測定指標5、7は、測定指標6の内容に含まれるものであり、かつ、情報提供方法が重複していることから、次期目標では、測定指標6に統合することとする。</p>
<p>評価結果</p> <p>次期目標等への反映の方向性</p>	<p>(平成29年度予算概算要求に向けた考え方)</p>	

平成29年度予算概算要求の方針が決まった時点で記載します。

<p>学識経験を有する者の知見等の活用</p>	<p>・第31次地方制度調査会において、「人口減少社会に的確に対応する三大都市圏及び地方圏の地方行政体制のあり方」及び「議会制度や監査制度等の地方公共団体のガバナンスのあり方」について議論いただき、「人口減少社会に的確に対応する地方行政体制及びガバナンスのあり方」(平成28年3月16日)をとりまとめるなど、外部有識者の知見を活用している。</p> <p>・平成28年7月、××大学○○学部の△△△△教授から評価の記述について後意見をいただき、評価書に反映させた。</p> <p style="border: 2px solid orange; padding: 2px;">「総務省の政策評価に関する有識者会議」の先生からのご指摘等についても、後ほど記載します。</p>
<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	<p>・「地方公共団体の行政改革等」  <a href="http://www.soumu.go.jp/ken/main.html">http://www.soumu.go.jp/ken/main.html</a>          ・「地方公務員の給与・定員等の状況」  <a href="http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/teihin-kyuuyo.html">http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/teihin-kyuuyo.html</a></p>

<p>担当部局課室名</p>	<p>自治行政局総務室、行政課、任氏制度課、外国人在民基本台帳室、市町村課、行政経営支援室、公務員課、給与能率推進室、福利課</p>	<p>作成責任者名</p>	<p>自治行政局総務室長 大場 高志</p>	<p>政策評価実施時期</p> <p>平成28年8月</p>
----------------	--	---------------	----------------------------	--------------------------------

※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」(平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙2の様式における施策に該当するものである。

※2 「年度ごとの実績(値)又は施策の進捗状況(実績)」欄の「○」は、その測定指標の直近の実績(値)の年度を示している。

※3 凡例「イ」: 目標達成、「ロ」: 目標未達成であるが目標(値)に近い実績を示した。「ハ」: 目標未達成であり目標(値)に近い実績を示していない。「ニ」: 目標期間が終了していない。

※4 測定指標における目標の達成状況を示している。



主要な政策に係る政策評価の事前分析表(平成28年度実施政策)

(総務省28-③)

政策(※1)名	政策の概要	政策3:分権型社会にふさわしい地方行政体制整備等 地方分権型社会の確立を目指す。効果的な地方行政体制の整備を進めるとともに、地方分権の担い手を支える地方公務員制度の確立を図るため、定員・給与の適正化や地方公共団体における人材の育成・確保を推進する。 地方公共団体の自主性及び自立性を高め、個性を高くして活力に満ちた地域社会の実現が求められていることを踏まえ、地方分権型社会の確立を目指すため、地方行政体制を整備することにより、より住民意思を反映した行政運営を行う体制を整える。	担当部局課室名	自治行政局総務室、行政課、住民制度課、外国人住民基本台帳室、市町村課、行政経営支援室、公務員課、給与・能率推進室、福利課	作成責任者名	自治行政局総務室長 大場 高志
①	地方分権型社会の確立に向けた地方自治制度の構築が進むこと	地方自治制度の見直し、普及 ＜アウトプット指標＞	30年度	第31次地方自治制度調査の答申等を踏まえ、地方自治制度に必要に応じ見直しを実施。	28年度 29年度 30年度	第31次地方自治制度調査の答申等を踏まえ、地方自治制度に必要に応じ見直しを実施。 【参考】 ・第31次地方自治制度調査開催回数(平成27年度) →総会:1回、専門小委員会:15回
②	人口減少・少子高齢社会においても一定の圏域人口を有し活力ある社会経済を維持するための拠点の形成を進めること	連携中核都市圏の形成 ＜アウトプット指標＞ 【AP改革項目関連・地方行政改革・分野横断的な取組⑦】 【APのKPI】	30年度	我が国は人口減少局面に突入しており、地域社会の持続可能性についての危機意識が高まってきている現状を踏まえ、個性を活かし自立した地方をつくる観点から、人口減少社会に的確に対応する三大都市圏及び地方圏の地方行政体制のあり方や、議会制度や監査制度等の地方公共団体のガバナンスのあり方等に関し、地方自治制度の見直しの検討・実施が必要と考え、指標として設定。 【参考】 ・第31次地方自治制度調査開催回数(平成27年度) →総会:1回、専門小委員会:15回	27年度	人口減少・少子高齢社会にあっても、地域を活性化し経済を持続可能なものとし、国民が安心して快適な暮らしを営んでいくようにするために、地域において、相当の規模と中核性を備える圏域において市町村が連携し、コンパクト化とネットワーク化により経済成長のけん引、「高次都市機能の真摯・強化」及び「生活関連機能サービス向上」を行うことにより、人口減少・少子高齢社会においても一定の圏域人口を有し活力ある社会経済を維持するための拠点を形成する連携中核都市圏の形成が重要である。そのため、連携中核都市圏構想の進捗状況を明確に示す圏域の形成数を指標として設定。
③	地方公共団体の自主的・主体的な地方行政の取組が進むこと	地方公共団体の自主的・主体的な行政改革が行えるよう、取組状況を把握し、ホームページに調査結果を公表するなど、全地方公共団体等に必要情報を提供。	30年度	地方公共団体が自主的・主体的に行政改革が行えるよう、取組状況を把握し、ホームページに調査結果を公表するなど、全地方公共団体等に必要情報を提供。	27年度	地方公共団体が自主的・主体的に行政改革が行えるよう、取組状況を把握し、ホームページに調査結果を公表するなど、全地方公共団体等に必要情報を提供。 【参考】(平成27年度実績) ・地方行政サービス改革の取組状況等に関する調査(平成28年3月25日公表) ・公の施設の指定管理者制度の導入状況等に関する調査(平成28年3月25日公表)
④	民間委託等の業務改革に関する取組が進むこと	民間委託等の業務改革に関する取組が進むこと	30年度	厳しい財政状況にあっても、質の高い行政サービスを効率的・効果的に提供する観点から、各地方公共団体においては、これまでの改革の成果を維持しつつ、自らの行政運営について透明性を高め、公共サービスの質の維持向上に努めるなど、引き続き自主的・自主的に行政改革に取り組みることが必要と考えられるため、取組状況を把握し、情報提供等を行うことを指標として設定。 【参考】(平成27年度実績) ・地方行政サービス改革の取組状況等に関する調査(平成28年3月25日公表) ・公の施設の指定管理者制度の導入状況等に関する調査(平成28年3月25日公表)	26年度	厳しい財政状況にあっても、質の高い行政サービスを効率的・効果的に提供する観点から、各地方公共団体においては、これまでの改革の成果を維持しつつ、自らの行政運営について透明性を高め、公共サービスの質の維持向上に努めるなど、引き続き自主的・自主的に行政改革に取り組みることが必要と考えられるため、取組状況を把握し、情報提供等を行うことを指標として設定。 【参考】(平成27年度実績) ・地方行政サービス改革の取組状況等に関する調査(平成28年3月25日公表) ・公の施設の指定管理者制度の導入状況等に関する調査(平成28年3月25日公表)

5	<p>地方公務員数の推移 ＜アウトプット指標＞</p>	<p>地方公共団体が自主的・主体的に定員管理を行うにあたり、通知や各種会議の場を通じて必要な情報を提供。</p>	<p>地方公共団体が自主的・主体的に定員管理を行うにあたり、通知や各種会議の場を通じて必要な情報を提供。</p>	<p>地方公共団体が自主的・主体的に定員管理を行うにあたり、通知や各種会議の場を通じて必要な情報を提供。</p>	<p>地方公共団体が自主的・主体的に定員管理を行うにあたり、通知や各種会議の場を通じて必要な情報を提供。</p>	<p>地方公共団体が自主的・主体的に定員管理を行うにあたり、通知や各種会議の場を通じて必要な情報を提供。</p>	<p>地方分権の一層の進展による地方公共団体の役割の増大、住民ニーズの高度化・多様化、厳しい財政状況等を踏まえ、地方公共団体の定員管理については、効率的で質の高い行政を実現するために、地方公共団体自らが地域の実情に応じ、自主的・主体的に人事配置を行うことが重要。また地方公務員の給与については、地方公務員法等の趣旨を踏まえ、議決で十分議論の上、情報公開等を徹底しながら、各地方公共団体が主体的に適正化等の取組を進めることが重要。</p> <p>国としては、地方公共団体の定員管理や給与等について、国民・住民の理解と納得が得られるものとなるよう、必要な情報の提供や技術的助言を行うことが重要であるとの観点から、指標として設定。</p> <p>目標（値）については、地方公共団体が主体であるため、総務省が行う取組について記載。</p> <p>【参考（平成25～27年度実績）】</p> <p>○地方公務員数の推移（各年度4月1日現在）</p> <p>地方公共団体の総職員数</p> <p>（平成27年度）273万3,337人（対前年比▲5,317人）</p> <p>（平成26年度）274万3,654人（対前年比▲8,830人）</p> <p>（平成25年度）275万2,484人（対前年比▲1万6,429人）</p> <p>○ラス・バイ・レス指数の状況（各年度4月1日現在）</p> <p>地方公共団体（全団体）のラス・バイ・レス指数</p> <p>（平成27年度）99.0</p> <p>（平成26年度）98.9</p> <p>（平成25年度）106.9（参考値（注1）98.8）</p> <p>○給与と制度・運用の適正化</p> <p>適正化の取組例（各年度4月1日現在）</p> <p>・給与の「わたり」（注2）の制度がある団体が減少</p> <p>（平成27年度）37団体（全団体の2.1%）</p> <p>（平成26年度）51団体（全団体の2.9%）</p> <p>（平成25年度）69団体（全団体の3.9%）</p> <p>・自宅に係る住居手当のある団体が減少</p> <p>（平成27年度）296団体（全団体の16.6%）</p> <p>（平成26年度）357団体（全団体の20.0%）</p> <p>（平成25年度）454団体（全団体の25.4%）</p> <p>○人事委員会勧告における地域民間給与水準の反映等の状況</p> <p>ほぼ全ての人事委員会において、地域民間給与水準を適正に反映した勧告等を実施。</p> <p>（注1）「参考値」は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定特例法による措置が無かった場合の値をいう。</p> <p>（注2）地方公務員給与の「わたり」とは、給与決定に際し、級別職務分類表及び級別標準職務表に適合しない職への格付を行うことや実質的にこれと同一の結果となる級別職務分類表、級別標準職務表又は給料表を定めることにより給与を支給することをいう。</p>
6	<p>給与と制度・運用の適正化状況 ＜アウトプット指標＞</p>	<p>地方公共団体が自主的・主体的に定員管理を行うにあたり、通知や各種会議の場を通じて必要な情報を提供。</p>	<p>地方公共団体が自主的・主体的に定員管理を行うにあたり、通知や各種会議の場を通じて必要な情報を提供。</p>	<p>地方公共団体が自主的・主体的に定員管理を行うにあたり、通知や各種会議の場を通じて必要な情報を提供。</p>	<p>地方公共団体が自主的・主体的に定員管理を行うにあたり、通知や各種会議の場を通じて必要な情報を提供。</p>	<p>地方公共団体が自主的・主体的に定員管理を行うにあたり、通知や各種会議の場を通じて必要な情報を提供。</p>	<p>各地方公共団体において、住民の理解と納得が得られるよう、給与の適正化を図られるため、通知や各種会議の場を通じて必要な情報を提供。</p>
7	<p>給与情報等公表システムによる公表実施率 ＜アウトプット指標＞</p>	<p>地方公共団体が自主的・主体的に定員管理を行うにあたり、通知や各種会議の場を通じて必要な情報を提供。</p>	<p>地方公共団体が自主的・主体的に定員管理を行うにあたり、通知や各種会議の場を通じて必要な情報を提供。</p>	<p>地方公共団体が自主的・主体的に定員管理を行うにあたり、通知や各種会議の場を通じて必要な情報を提供。</p>	<p>地方公共団体が自主的・主体的に定員管理を行うにあたり、通知や各種会議の場を通じて必要な情報を提供。</p>	<p>地方公共団体が自主的・主体的に定員管理を行うにあたり、通知や各種会議の場を通じて必要な情報を提供。</p>	<p>実施率100%</p>



<p>8</p> <p>地方公共団体の人事制度改革の状況        &lt;アウトプット指標&gt;</p>	<p>公務の能率的かつ適正な運営を確保するため、職員の任用・勤務形態の多様化の取組が進められるよう各種協議の場を通じて、各地方公共団体に対し、任期付職員制度の活用等に係る留意事項について必要な情報を提供。</p>	<p>27年度</p>	<p>公務の能率的かつ適正な運営を確保するため、職員の任用・勤務形態の多様化の取組が進められるよう各種協議の場を通じて、各地方公共団体に対し、任期付職員制度の活用等に係る留意事項について必要な情報を提供。</p>	<p>30年度</p>	<p>公務の能率的かつ適正な運営を確保するため、職員の任用・勤務形態の多様化の取組が進められるよう各種協議の場を通じて、各地方公共団体に対し、任期付職員制度の活用等に係る留意事項について必要な情報を提供。</p>
<p>⑨</p> <p>地方公共団体の人事評価制度の活用状況        &lt;アウトプット指標&gt;</p>	<p>各地方公共団体に        おいて、人事評価制度の活用が図られるよう任用・給与等への活用調査等を実施し、その結果について、各地方公共団体に必要な情報を提供。</p>	<p>27年度</p>	<p>各地方公共団体に        おいて、人事評価制度の活用が図られるよう任用・給与等への活用調査等を実施し、その結果について、各地方公共団体に必要な情報を提供。</p>	<p>30年度</p>	<p>各地方公共団体に        おいて、人事評価制度の活用が図られるよう任用・給与等への活用調査等を実施し、その結果について、各地方公共団体に必要な情報を提供。</p>
<p>地方公共団体における行政ニーズが多様化・高度化する現状にあること踏まえて、各地方公共団体において職員の任用・勤務形態の多様化を進めることで、能率的かつ適正な公務の運営が確保されるなど、地方分権の推進に対応した地方公務員制度の確立につながると考えられることから、指標として設定。</p> <p>【参考】任期付採用の実施団体及び人数(各年度4月1日現在)        (平成27年度実績) 503団体(11,097人)        (平成26年度実績) 441団体( 9,665人)        (平成25年度実績) 387団体( 8,059人)</p>	<p>公務の能率的かつ適正な運営を確保するため、職員の任用・勤務形態の多様化の取組が進められるよう各種協議の場を通じて、各地方公共団体に対し、任期付職員制度の活用等に係る留意事項について必要な情報を提供。</p>	<p>—</p>	<p>公務の能率的かつ適正な運営を確保するため、職員の任用・勤務形態の多様化の取組が進められるよう各種協議の場を通じて、各地方公共団体に対し、任期付職員制度の活用等に係る留意事項について必要な情報を提供。</p>	<p>—</p>	<p>各地方公共団体に        おいて、人事評価制度の活用が図られるよう任用・給与等への活用調査等を実施し、その結果について、各地方公共団体に必要な情報を提供。</p>
					<p>平成26年5月の地方公務員法改正により、新たに人事評価制度が導入され、平成28年4月1日から施行となったことを踏まえ、各地方公共団体において人事評価制度を任用・給与等に活用することで、能力及び実績に基づく人事管理の徹底が図られ、公務能力及び住民サービスの向上に繋がることが期待されることから、指標として設定。</p>

達成手段 (開始年度)	予算額(執行額)(※3)			関連する 指標(※4)	達成手段の概要等	平成28年度行政事業 レビニュー事業番号
	26年度	27年度	28年度			
(1) 地方行政制度の整備に必要な経費(地方分権振興経費、市町村合併円滑化経費等除く。)	98百万円 (71百万円)	94百万円 (71百万円)	108百万円	1~11	①地方分権の確立を目指した地方自治法の見直しについて取りまとめるための地方行政検討会議の開催等を行う。②市町村振興、広域連携のあり方、一部事務組合・広域連合のあり方について調査・研究を行う。③住民基本台帳制度等の円滑な運用のため、必要な助言や情報提供を行う。④地方行政の推進に必要な助言や情報提供等を行う。⑤地方公務員の人事管理、勤務条件、給与制度、定員管理及び人材育成確保については、調査、助言及び情報提供を行う。 【活動指標(アウトカム)】地方自治制度等に関する各種研究会 【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】地方行政制度の整備に必要な経費を措置することにより、地方行政制度、広域連携のあり方等について調査・研究を行い、それらの成果を活かすことで、より適切な地方行政制度を円滑に運営することにより、地方分権型社会の確立に寄与する。 地方自治法施行60周年記念貨幣(以下「記念貨幣」という。)の図柄を考案した都道府県に対し、以下に規定する事業に要する経費の一部に対する交付金を、予算の範囲内で交付するもの。①記念貨幣の図柄の考案又は記念貨幣の発行に關連して行う事業 ②その他地方自治の伸展と地方自治法施行60周年記念の趣旨に沿って行う地方分権等の振興に資する事業	0004
(2) 地方分権の振興に要する経費(平成20年度)	211百万円 (211百万円)	246百万円 (246百万円)	71百万円	—	【成果指標(アウトカム)】 事業を完了した交付団体数:2団体(平成28年度) 【活動指標(アウトカム)】 交付団体数:2団体(平成28年度) 【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】各都道府県による地方分権等の振興に資する事業等に対し交付金を交付することにより、地方公共団体の自主的かつ自立的な事業を支援する点で、地方分権型社会の確立に寄与する。	0005
(3) 市町村の合併円滑化に必要な経費(平成13年度)	2,726百万円 (2,645百万円)	2,246百万円 (2,230百万円)	998百万円	—	旧合併特例法の期限(平成18.3.31)までに合併した市町村の「市町村建設計画」に基づき事業に対し、計画の期間中(概ね10年。ただし、東日本大震災による被害を受けた特定被災地公共団体及び特定被災地域の団体の場合は20年、それ以外の団体は15年とする)ことができる。)、旧市町村の人口に比し、旧市町村あたり6千万円～3億円を合算した額を補助。 【成果指標(アウトカム)】 補助対象事業の完了数 【活動指標(アウトカム)】 補助対象事業の計画数:47件(平成28年度) 【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】市町村の合併円滑化に必要な経費を措置することにより、旧合併特例法の期限(平成18.3.31)までに合併した市町村の一定の事業を補助することで、地方行政制度を円滑に運営することにより、地方分権型社会の確立に寄与する。	0006
(4) 地方議会の活性化に要する経費(平成25年度)	150百万円 (120百万円)	130百万円 (70百万円)	120百万円	1	地方議会の一層の活性化に向け、都道府県・市町村の校を超えて地方議会議員が一層に会して、地方議会活性化のためのアイデアや先進的な取組事例に触れることにより、各議会が改めて自らの議会のあり方を模索することを促すこと等を目的として、地方議会活性化に關心のある地方議会議員、事務局職員等を対象にシンポジウムを開催する。 【成果指標(アウトカム)】 シンポジウムの参加者数:360人(平成27年度) 【活動指標(アウトカム)】 シンポジウムの開催回数:1回(平成28年度) 【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】地方議会の果たすべき役割や今後のあり方等について意見交換を行うシンポジウムを開催することにより、地方議会の担い手である地方議会議員及び議会事務局職員が自らの議会の活性化の方策を考える契機とすることで、地方分権型社会の確立に寄与する。	0007
(5) 地方独立行政法人の支援に要する経費(平成25年度)	—	200百万円 (200百万円)	200百万円	—	地方独立行政法人制度の早直しの必要性及びその方向性について、外部有識者を交えた研究会等による調査・研究を実施し、その結果について地方公共団体への情報提供を行う。 【成果指標(アウトカム)】 法令や施策等への反映件数:3件(平成28年度) 【活動指標(アウトカム)】 研究会の開催回数:1回(平成28年度) 【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】地方独立行政法人制度の早直しの必要性及びその方向性について、外部有識者を交えた研究会等による調査・研究を実施し、その結果についての地方公共団体への情報提供を実施することにより、制度の方向性を検討することで、地方行政体制を整備することに寄与する。	0008

(6)	新たな広域連携の促進に要する経費(平成26年度)	129百万円 (109百万円)	199百万円 (162百万円)	128百万円	2	<p>人口減少・少子高齢社会においても、全国の基礎自治体の人々の暮らしを支える対人サービスを持続可能な形で提供していくため、「第30次地方制度調査会」(平成25年6月25日)、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」(平成27年12月24日閣議決定)等において取組を進めることとされた「連携中核都市圏」の形成等の地方公共団体間の新たな広域連携の促進等を図ることを目的として、国の委託事業として調査を実施する。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 調査の結果、新たな広域連携の先行的モデルとして確認がなされた案件数 【活動指標(アウトプット)】 事業実施箇所数:14件(平成28年度) 【施策目標等】 人口減少・少子高齢社会においても、全国の基礎自治体の人々の暮らしを支える対人サービスを持続可能な形で提供していくため、「連携中核都市圏」の形成等の地方公共団体間の新たな広域連携の促進等を図ることで、地方分権型社会の確立に向けた地方自治制度の構築に寄与する。</p>	0009		
(7)	業務改革モデルプロジェクトの実施(平成28年度)	—	—	102百万円	4	<p>地方自治体において①「住民サービス」に直結する窓口業務②業務効率化に直結する庶務業務等の内 部管理業務に焦点を当て、民間企業の協力のもとBPRの手法を活用しながらICT化・オートマ化・ア ウトソーシングなどの業務改革を一体的に行い、住民の利便性向上につながるような取組をモデル的 に実施。モデル事業の実施を通じて改革の手法を確立し、その手法を横展開。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 モデル事業数 【活動指標(アウトプット)】 モデル事業数:6件(平成28年度) 【施策目標等】 民間企業の協力のもとBPRの手法を活用しながら住民の利便性向上に繋がる業務改革にモデル的 に取り組む自治体を支援することにより、汎用性のある改革モデルを構築し、その構築を図ること で、窓口業務のアウトソーシングなど業務改革に関する取組が進むことに寄与する。</p>	新28-0001		
(8)	地方自治法(昭和22年)	—	—	—	1~3	<p>地方自治の本旨に基づいて、地方公共団体の区分並びに地方公共団体の組織及び運営に関する事項 の大纲を定め、併せて国と地方公共団体との間の基本的関係を図るとともに、地方公共団体の健全な発 展を保障する。</p>			
(9)	地方公務員法(昭和25年)	—	—	—	4~10	<p>地方公共団体の人事権並びに地方公務員の任用、職階制、給与、勤務時間その他の勤務条件、 休業、分限及び懲戒、服務、研修及び勤務成績の評定、福祉及び利益の保護並びに団体等人事行 政に関する根本基準を確立することにより、地方公共団体の行政の民主的かつ能率的な運営並びに 特定地方独立行政法人の事務及び事業の確実な実施を保障し、もって地方自治の本旨の実現に資 する。</p>			
(10)	地方公務員給与実態調査規則(昭和33年)	—	—	—	5.6	<p>統計法に規定する基幹統計である地方公務員給与実態統計を作成するための調査の施行に関して 必要な事項を定める。</p>			
		政策に関係する内閣の重要政 策(施政方針演説等のうち主な もの)		3,179百万円 (3,046百万円)		2,798百万円 (2,719百万円)		1,218百万円	
		政策の予算額・執行額							
		関係部分(抜粋)		施政方針演説等の名称		年月日			
		<p>Ⅲ 各分野の政策の推進 4. 時代にあった地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地 域を連携する 【対応方針】 ① 繋げるまちづくりとコンパクトシティや広域連携の推進等 ・平成32年度には連携中核都市圏の形成数を30圏域とすることを目 指す。 ・各圏域における取組を更深化させ、人口減少下においても一定の 圏域人口を確保し、活力ある社会経済の維持・発展に取り組みんでいく ため、圏域の取組状況や課題について関係各府省庁と情報共有・意 見交換を行って情報共有・意見交換を行うとともに、連携中核都市圏構 想の推進向け、更なる支援の充実を図る。 加えて、圏域全体に効果をもたらす事業について、関係各府省庁が連 携して全国展開を図り、各圏域における取組のレベルアップを支援す る。</p>		<p>まち・ひと・しごと創 生基本方針2016 平成28年6月2 日</p>		<p>経済財政運営と改 革の基本方針2016 平成28年6月2 日</p>		<p>第3章 経済・財政一体改革の推進 5. 主要分野ごとの改革の取組 (3) 地方行財政改革・分野横断的な課題</p>	

- ※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」(平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙1の様式における施策に該当するものである。
- ※2 「年度ごとの実績(値)」欄の「書きの年度は、その測定指標の直近の実績(値)の年度を示している。
- ※3 前年度繰越し、翌年度繰越しの他、移流用増減、予備費での措置等を含む。
- ※4 測定指標は施策目標の達成状況が端的に分かる指標を選定しており、必ずしも達成手段と関連しないため「ー」となることがある。
- ※5 表中の「AP」とは、「経済・財政再生アクション・プログラム」(平成27年12月24日経済財政諮問会議決定)であり、「KPI」は、進捗管理や測定に必要となる主な指標(Key Performance Indicator)のことである。